

知的障害者福祉法第27条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第15号

知的障害者福祉法第27条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法第27条の規定による費用徴収規則（平成17年総社市規則第93号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第2号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第2号（第5条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第2号（第5条関係）

知的障害者更生施設等費用徴収月額決定通知書

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長



知的障害者更生施設等入所者に係る知的障害者福祉法第16条に規定する措置に要する費用について、同法第27条の規定に基づきあなたから徴収する額を次のとおり決定したので通知します。

記

入 所 者	
施 設 名	
費用徴収額	年 月分 円 年 月から月額 円
理 由	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。